

1 混信・妨害の申告状況

➤ 昨年度に比べ申告件数は減少

平成30年度の申告件数は187件で、平成29年度(266件)から減少しました。そのうち、重要無線通信妨害※に係る申告は76件(全体の40.6%)で、平成29年度(128件)と比べ52件(40.6%)減少しています(図1参照)。

また、全国の申告件数は1,813件で、平成29年度(2,249件)に比べ436件(19.4%)減少しています(図2参照)。

※重要無線通信妨害とは、人命又は財産の保護、治安の維持、電気通信、放送、気象、電気、鉄道等に係る無線通信への妨害をいいます。

図1 混信・妨害申告件数の推移(九州)

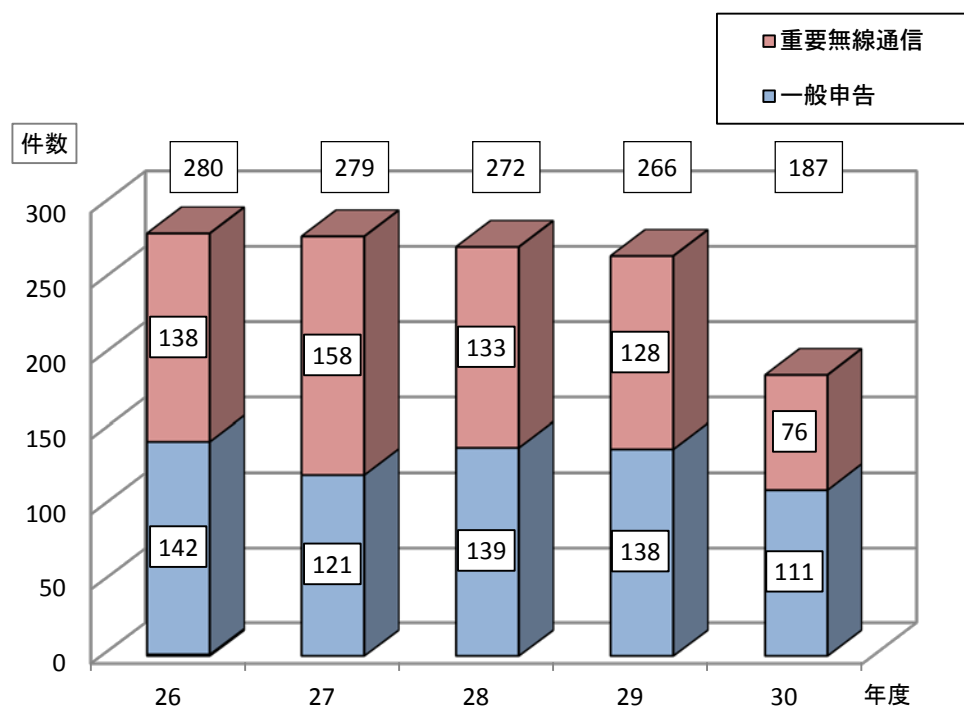
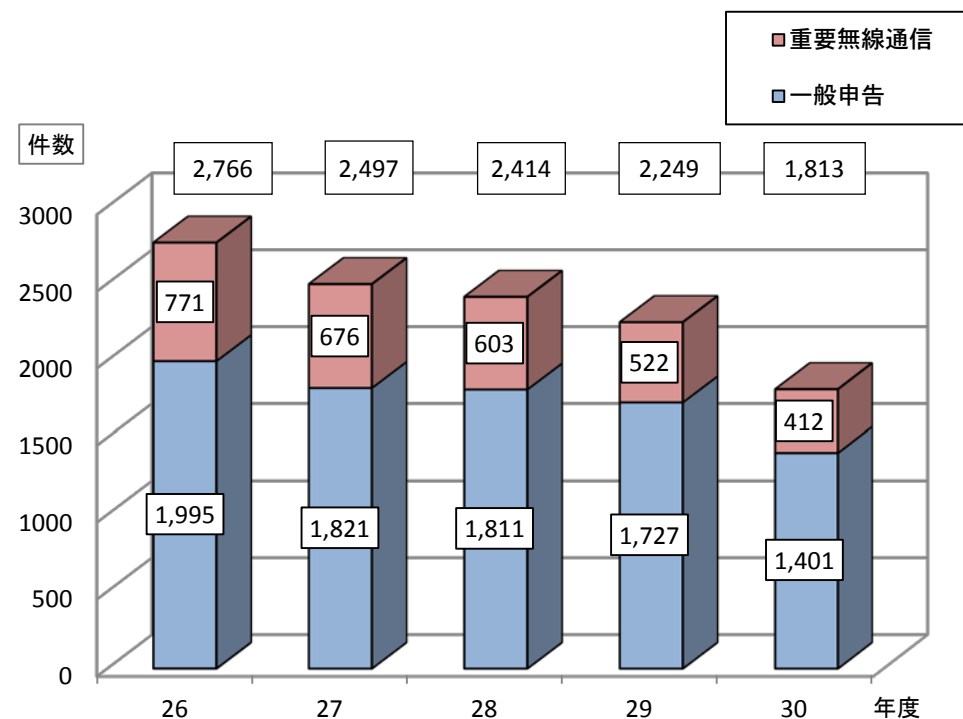


図2 混信・妨害申告件数の推移(全国)



2 重要無線通信妨害の概要

➤ 重要無線通信妨害は海上関係が最多

1の申告件数のうち、重要無線通信妨害に係る用途別の申告件数は、海上関係の混信妨害事案が38件(全体の50.0%)で最も多く、次いで航空関係が23件(同30.3%)、放送業務6件(同7.9%)、防災行政が3件(同3.9%)、鉄道事業、消防、水防・道路が各2件(同2.6%)となっています(図3参照)。

全国では、海上関係が184件(全体の44.7%)で最も多く、次いで航空関係が163件(同39.6%)で、この2つの申告が全体の84.2%を占めています(図4参照)。

図3 重要無線通信妨害申告件数(用途別) (九州)

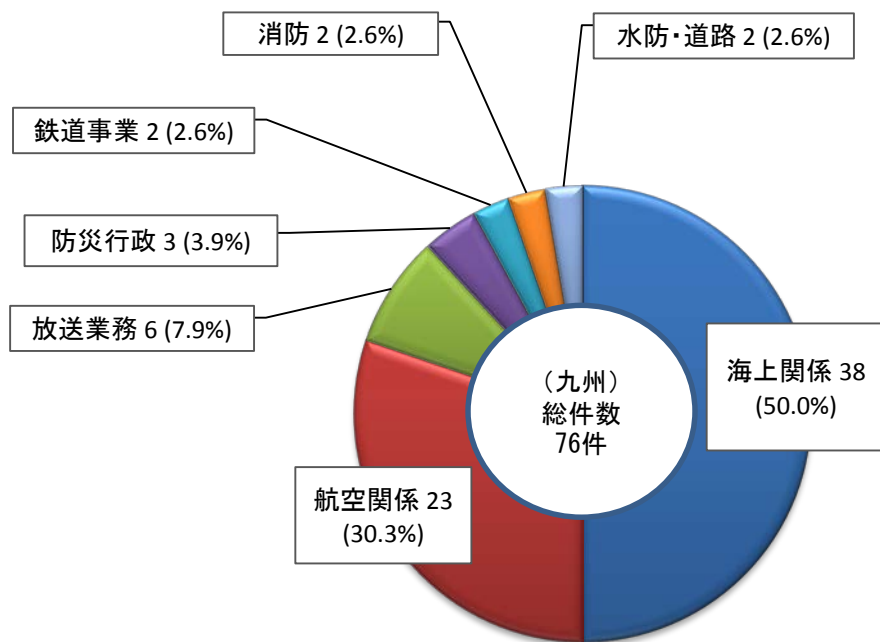
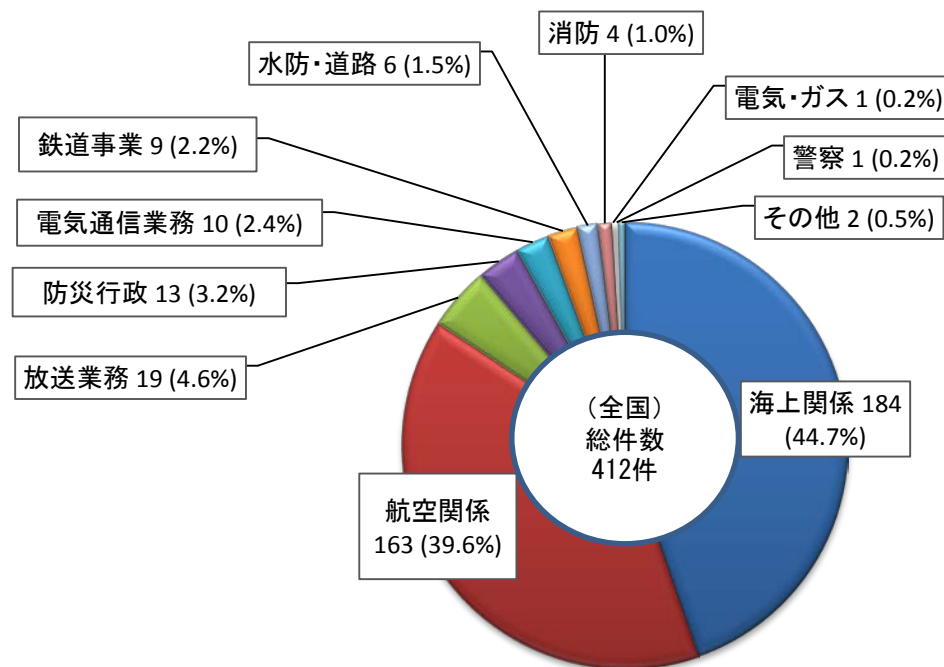


図4 重要無線通信妨害申告件数(用途別) (全国)



平成30年度 九州管内の電波監視概況

3 不法無線局の措置状況

➤ 不法無線局の摘発と行政指導

平成30年度に九州管内で措置した不法無線局778件のうち、捜査機関との共同取締りにおける摘発が13件(14回実施)行政指導が765件で、平成29年度の699件と比べ79件(11.3%)増加しました(図5参照)。

全国で措置した不法無線局は1,344件で、208件が摘発、1,136件が行政指導でした。両方を合わせた措置件数は、平成29年度と比べ124件(8.4%)減少しました(図6参照)。

➤ 不法無線局内訳

九州管内で措置した不法無線局778件の内訳は、不法特定船舶局634件(全体の81.5%)、不法簡易無線局53件(同6.8%)及び不法アマチュア無線局49件(同6.3%)であり、3局種合わせて全体の94.6%以上を占めています(次ページ図7参照)。

全国の措置件数に対する九州管内の割合は、不法特定船舶局が753件中634件(84.2%)、不法アマチュア無線局が291件中49件(16.8%)であり、特に不法特定船舶局の割合が高くなっています(図8～図10参照)。

図5 不法無線局の措置別件数の推移(九州)

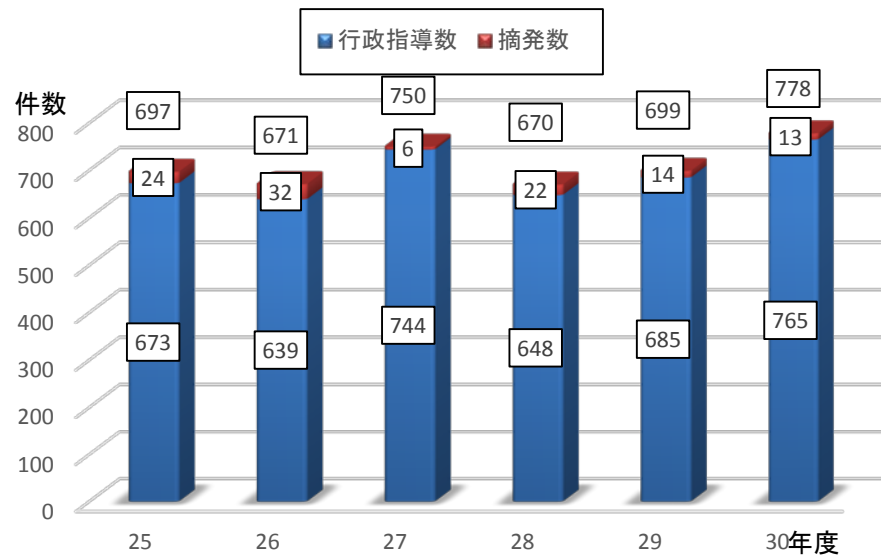
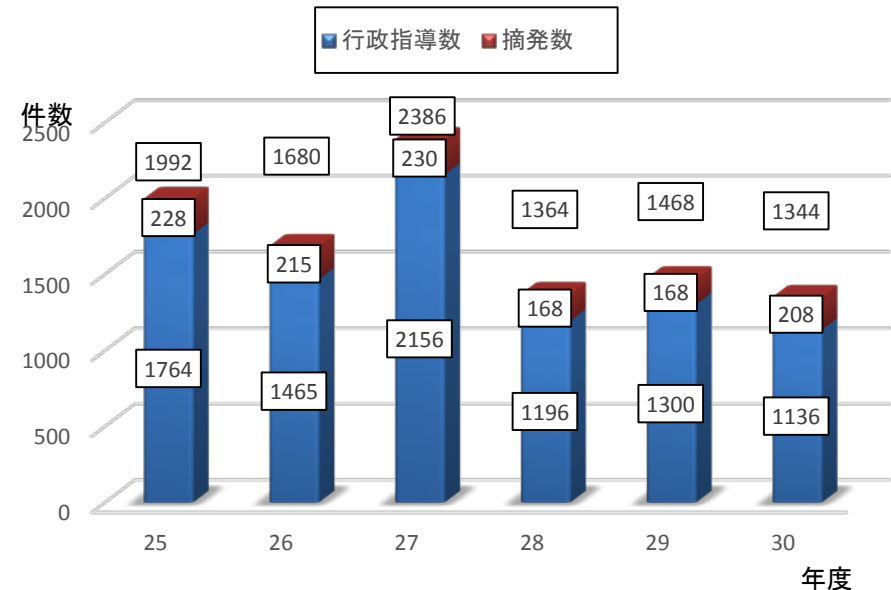


図6 不法無線局の措置別件数の推移(全国)



平成30年度 九州管内の電波監視概況

図7 不法無線局種別措置件数の推移(九州)

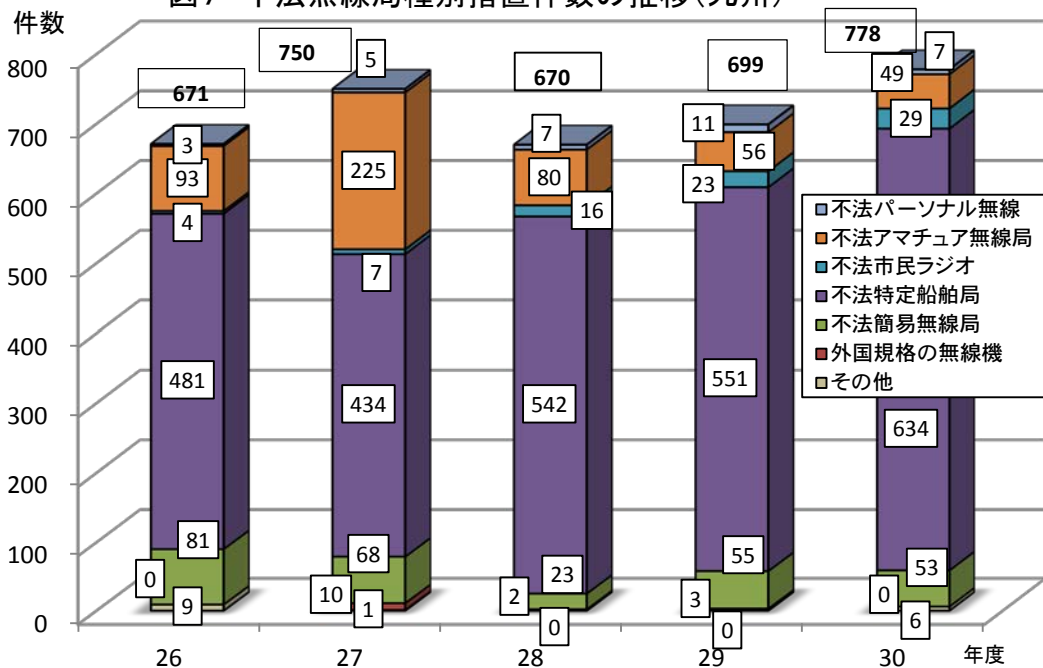


図8 不法無線局種別措置件数の推移(全国)

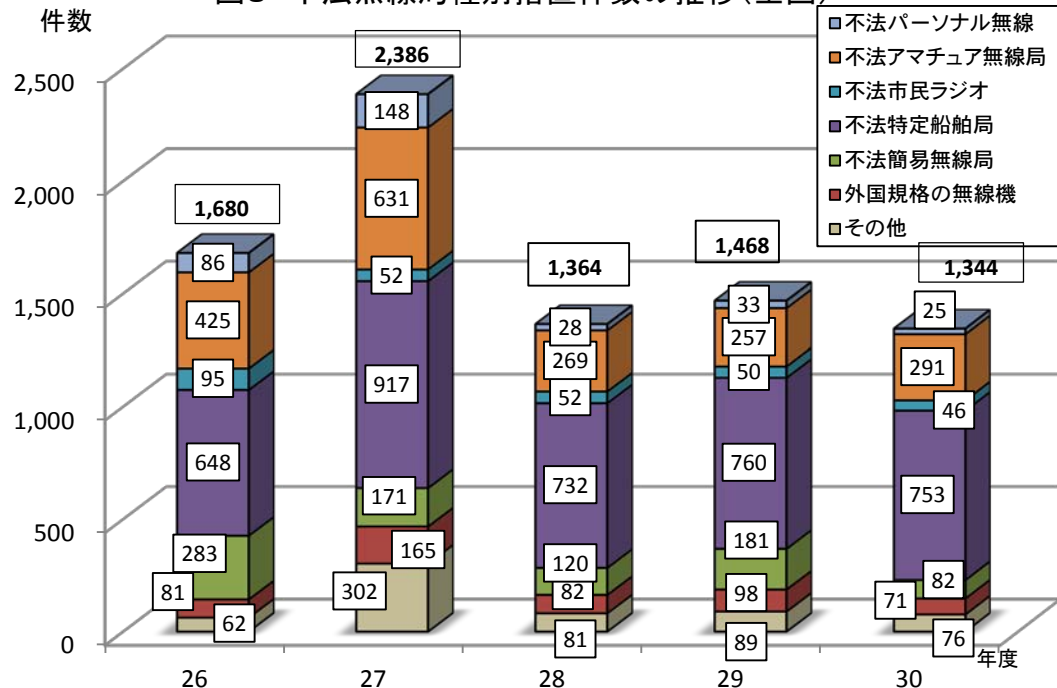


図9 不法特定船舶局措置件数の推移

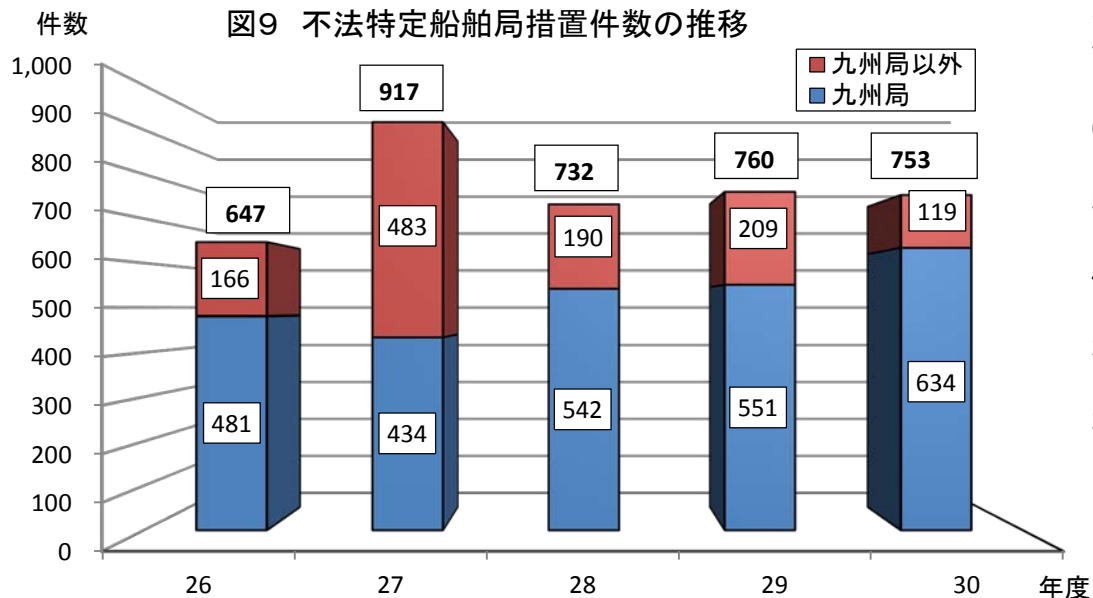
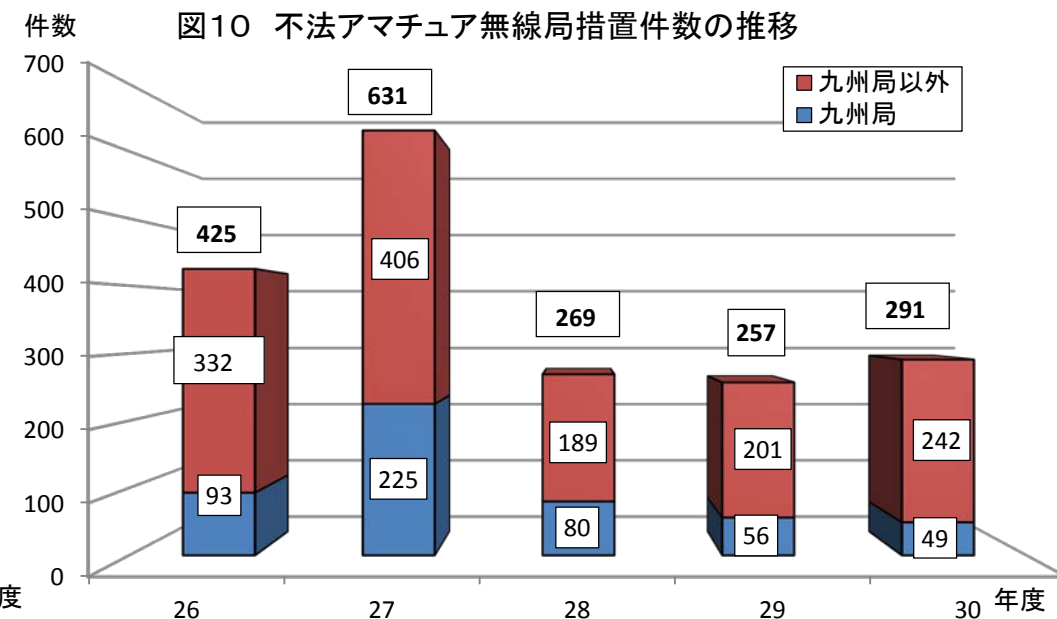


図10 不法アマチュア無線局措置件数の推移



4 電波利用環境保護に係る周知・啓発活動等

➤ 一般国民向け周知啓発活動

- ・毎年6月を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、流通関連（ホームセンターなど）、自動車・運輸関連（いずれも国、県の機関を含む）、建設・工事関連、放送事業者等にポスター・リーフレットの掲示・配付を依頼し、広く国民に対して電波利用ルールの遵守に関する周知・啓発を実施しました（図11参照）。また、同期間中にJR九州、福岡市地下鉄など各車両で中吊り広告を展開したほか、主要駅構内でのポスターの掲示や新聞紙面広告による周知・啓発を実施しました。
- ・大規模建設工事等を行う国、地方公共団体等の協力を得て、工事現場での不法無線局撲滅に向けた注意喚起の取組を行うとともに、「九州受信環境クリーン協議会」主催の「受信環境クリーン月間」（10月）にあわせて、電波利用環境保護の必要性・重要性をPRするラジオ放送による広報活動を展開しました。
- ・電波の生体への影響に関する「電波の安全性の説明会」を鹿児島市 で開催するとともに、電波利用が進む医療現場において、安心・安全に電波を利用できるように、「九州地域の医療機関における電波利用推進協議会」を設置し、医療関係者を対象に、福岡市をはじめ管内6ヶ所で説明会を実施しました。

➤ 無線設備の試買テストの実施

微弱無線機と称されている機器を実際に購入、測定した結果、発射する電波が「著しく微弱」の基準を超えていることが明らかになった機種について、「電波法に基づく免許等が必要な無線設備」として公表し、販売業者等への協力依頼を実施しました。

➤ 流通分野における周知・啓発活動

ホームセンター、ディスカウントショップ、家電量販店、自動車用品店及び無線機器等の販売店を訪問し、法令遵守の説明を行うとともに、電波法令に違反する商品を販売しないよう要請活動を実施しました（図12参照）。

図11 掲示・配布依頼先の内訳

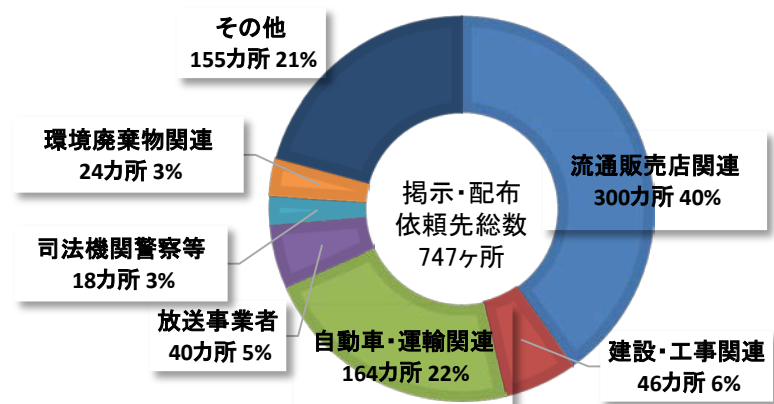


図12 流通分野訪問店舗の内訳

